

子どもの権利条約



題字イラスト/土田義晴

〔目次〕

- 子どもの人権専門委員 …… 1
- 自治体で進む条約広報活動 …… 2
- もっと条約の実施と普及を …… 4
- 安定してきた仕事ぶりです
すすむ各国審査 …… 6
- 国連人権教育の10年 …… 7
- 世界の子どもたちと条約 …… 8

子どもの人権救済

子どもの人権専門委員の可能性と課題

平 清太郎 (子ども人権オンブズマン)

子どもの人権専門委員に指名される

子ども人権オンブズマン(子どもの人権専門委員)に指名され一年がたちました。

この制度は、「子どもの権利条約」が批准されたことを受けて、子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、子どもの人権問題を主体的・重点的に取り扱う専門委員を法務省が設置し、子どもの人権問題全般の解決に取り組むために、法務省人権擁護局長が全国の人権擁護委員の中から新たに指名(全国で五一四名、内東京三十一名)

委員の具体的活動

そこでこれまで取り組んだ活動について報告し、ご理解とご支援をいただきたいと思えます。東京の場合は、委員に指名を受けた後、早速委員会を組織し役員を選出。そして、全体会を開き、委員の職務内容の研修、委員会としての活動について協議し、それぞれの地域で子どもの人権擁護活動を積極的にを行うことになりました。主な活動は次の通りです。

したものです。

指名された専門委員は、子どもの人権相談に応じたり、人権侵害事件を調査したり、子どもや保護者・教師・市民向けの講演・座談会など啓発活動にも力を入れるなど、学校・家庭・地域社会をはじめ関係機関と協力・連携して、子どもたちが明るく活動できる社会をつくり、次代を担う子どもの人権を積極的に擁護することが目的とされています。

①委員制度の周知。市区町村発行の広報紙に委員名・住所・電話・職務内容を掲載。②中学生の生活に関するアンケート調査。一万三千余人から回答を得た。③子どもの人権110番の設置。一九九五年五月末で約百五十件。いじめ・担任による差別・体罰など。④子どもたちからの人権メッセージ発表会。子どもたち自身に、人権尊重の精神と、自由に意見を表明する権利を理



子どもたちからの人権メッセージ発表会

解してもらおうことを目的に実施。どの子のメッセージも胸に響くものばかり。⑤各地域の教育委員会・学校・PTAとの連携。⑥東京三弁護士会との懇談会。⑦資質向上をめざす研修。ケース研修、施設見学、専門家(児童福祉専門員・保健婦)による講義など。⑧子どもの人権だよりの発行。⑨いじめSOSミニレター。大人や教師の目が届かないところで起きている「いじめ」を掘り起こし、深刻な事態になる前に問題を解決しようと、とりあえず日野市の全中学生に配布。

子どもの人権専門委員としての悩みと課題

私の住んでいる日野市では、三つの活動目標を立てて取り組んでいます。
 ①子ども人権専門相談の充実。新たに「子ども人権専門相談」を開設したり、「子ども人権巡回相談」として地域へも出向いています。これまでに二十数件の相談があり、その大半がいじめや体罰に関する相談でした。問題の対応をめぐって担任や学校長に対し不信感を抱いているものばかりが目立ちます。学校の中で反省がなされなければいけないと思っています。事案によっては、子どもと親の意向にそって担任

や学校長にお会いし、話しあうこともあります。②啓発活動の充実・強化。市民の方との意見交換の場として、「地域座談会」を毎月開催しています。しかし、参加者は少なく、どうしたら

もっと多くの方に関心を持ってもらうことができるかと悩んでいます。③子どもの居場所づくり(今、子どもたちの心情をいかに受容するか……)。自然体験活動や障害児と健常児とのふれあい活動などを通して仲間づくりを行っています。

このような実践活動を通して、今、

子どもの権利条約第四二条は、批准した国に対し、条約の原則および規定を適当かつ積極的な手段で、大人および子どもに広く知らせることを義務づけている。国の広報義務は、外務省が昨年百万

広報紙・誌における特集

部作成したといわれるポスターで終わつたような感がある(学校配布状況の不備が指摘されるなかで、この四月の年度替わりと教室替えによつて多くのポスターが処分されたと聞く)。

これに対し、民間での広報活動が盛んになっているが、自治体による広報活動も活発化しつつある。

例えば、私の手元にある東京都内の区・市報(ネットワーク収集分)だけでも次のような特集号が組まれてきた。

① 94年10月1日大田区教育委員会広報「おたの教育」41号
 特集—知っていますか? 子どもたちの幸せのために「児童の権利に関する条約」

② 94年10月2日中野区「なかの区報」120号
 子どもの権利条約特集—いま、そして未来へ子どもの権利を大切にするまちを

③ 94年10月15日府中市「広報ふちゅう」

緊急かつ最大の課題は、子どもたちの人権侵害を早期に見出し、早期に解消するための救済システム(第三者機関)を地域に生み落とすことです。今は夢のような話ですが、ぜひ実現したいと思っています。

792号
 特集—子どもの幸せ(子どもの権利条約とは)

④ 94年11月20日杉並区「月刊広報ビュー」すぎなみ」32号
 特集—子どもの権利条約を考える 子どもたちの放課後座談会、ホッホネで語る権利条約

⑤ 94年12月1日世田谷区「区のおしらせ」せたがや」818号
 特集—子どもたちの笑顔いつまでも—子どもの権利条約

⑥ 94年12月1日目黒区「広報めぐろ」1071号
 特集—子供・花・家族を通じて「人権」を考えよう(「児童の権利に関する条約について」)



笑顔でキャンプ
 子ども自然体験活動(いろり火を囲んで)
 仲間づくり

自治体で進む 条約広報活動

この中で「児童の権利条約」という名称は大田と目黒だけ。子どもの権

滋賀県や川崎市で小(低・高)・中・高校生版作成

自治体が製作したパンフレットも近年増える傾向にある。

⑧ 95年4月滋賀県教育委員会
「なかよし友だちみんなしあわせ」(小学1〜3年生用)
「わたしたちの幸せのために」(小学4〜6年生用)
「世界中の子どもたちの幸せのために」(中

⑨ 93年3月横須賀市教育研究所「同和教育に関する教材の研究」
「児童の権利に関する条約」についての資料集

⑩ 93年11月平塚市教育研究所「平塚教育―特集子ども権利条約に学ぶ」
⑪ 94年7月札幌市市民局青少年女性部「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」

⑫ 94年12月川崎市人権尊重教育推進会議

利条約」は中野、府中、杉並、世田谷と多数派。

学生用)

「児童の権利に関する条約(子ども権利条約)」(高校生用)

市レベルでは次のような冊子も作られてきた。

⑨ 93年3月横須賀市教育研究所「同和教育に関する教材の研究」
「児童の権利に関する条約」についての資料集

⑩ 93年11月平塚市教育研究所「平塚教育―特集子ども権利条約に学ぶ」
⑪ 94年7月札幌市市民局青少年女性部「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」

⑫ 94年12月川崎市人権尊重教育推進会議

「子どもの権利条約ってなに?」(小学低学年用)

同上(小学高学年用)、同上(中学生・高校生用)

⑬ 95年大阪市人権啓発推進協議会・大阪府・大阪市教育委員会「こどものけんりー子どもの権利」

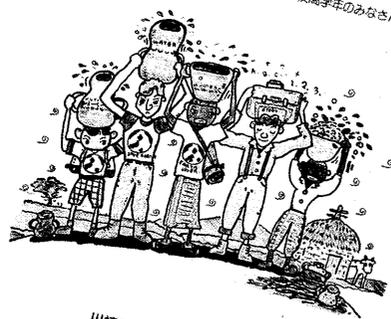
川崎市人権尊重教育推進会議



子どもの権利条約ってなに?
~中学生・高校生のみなさんへ~

この中では川崎

子どもの権利条約ってなに?
~小学校高学年のみなさんへ~



川崎市人権尊重教育推進会議

生活文化局女性青少年部「青少年問題研究」174号(荒

牧重人「子どもの権利尊重と保護の促進を」(など)

⑬ 94年6、9、12、3月中野区地域センター部「えるぶ」

51〜54号(喜多明人連載「考えてみようかな?」子どもの権利)

なお、中野区では94年3月に「子どもの権利意識調査報告書」がまとめられ、95年度中には条約をベースにした「子ども白書」が刊行される予定である。

(喜多明人)

このほか自治体編集雑誌・論集の特集も目立つ。

⑭ 94年度高知県地域改善協会「人権啓発シリーズ集」(永井憲一「子どもの権利条約と自治体」など)

⑮ 94年7月東京都

子どもの権利条約ってなに?
~小学校低学年のみなさんへ~



川崎市人権尊重教育推進会議

もつと条約の実施と普及を

学び、語り合った連続講座

藤井幹夫（神奈川高教組）

条約の実現や普及に中心的な役割を果たす「アクションメンバ」養成のための学習会という趣旨で、六月一九日から毎週月曜日の夜、七回にわたる講座が開かれました。

抱え、ヒントを求めている参加などもあり、幅広い学習講座となりました。講座の詳しい内容は後日出版物にされる予定のようなので、ここでは各回の講座内容のポイントだけを簡単に報告しておきます。

第一回（八月一九日）

動きはじめた子どもたち— 子どもの意見表明と参加

（講師 喜多明人）

第一二条意見表明権についての研究は日本が一番進んでいる。裏を返せば、それだけ子どもの意見表明が認められていない日本の現状が見える。

事前の新聞報道やパソコン通信での予告があったためか予想を超える反響があり、四〇名参加を最高に、多くの講座で予定の二〇名を越える参加がありました。参加者の顔ぶれも地域活動・PTA・教職の関係者、学生、報道関係者など様々で、埼玉、千葉などの近郊各県からだけでなく、遠くは富山県から夜行列車を使っての参加もありました。

また、条約普及のアクションメンバ—養成の意味だけでなく、この機会に子どもの権利について知りたいという人の参加や、日頃の活動の中で課題を

日本の生徒参加は戦後すぐと高校紛争期に生徒自治があったが、引き継がれていない。

第二回（八月二六日）

校門で立ち止まる条約— 条約と教師・学校

（講師 島之江一彦）

学校運営が外から見えない。職員レベルで民主化があっても生徒、親までは届かない。
日本の学校は明治以来、古さを温存し、中身を変えていない。条約発効に際しての文部省通知も「学校は変える必要なし。」

学校運営のシステムを見直せ。条約の趣旨を生かすには①子どもの意見を全教員が確認し、②学校運営の中でそれに対処し、③そのプロセスが公開され、④子どもや親に伝えられる、システムが必要。

先進国のなかで学校運営を学校・教師だけで決めているのは日本だけ。ドイツの学校会議、ロシアの学校会議、イタリアの学校運営評議会、フランスの管理委員会、アメリカの学校助言委員会、いずれも子どもや親が運営に参加。

第三回（七月三日）

非行に走る子どもたち— 条約と少年司法

（講師 津田玄児）

権利獲得の力を身につける教育環境を

太田節子（教員）

七回に亘る勉強会は大変充実した内容であったと思います。立場の異なる参加者の方々（教師、公務員、主婦、地域の役員、PTAの役員、学生、浪人生等）によって、「子どもの権利」を複数の角度から見つめることができました。活発な討論の中で感じたことは、子どもの権利条約を行使していく上で現在日本で最もネックになっているのが学校或いは教師であるということです。これは私も含めてこれからの教師が真剣に取り組んで改善していくべき問題だと思います。子ども自身が自らの権利を獲得していく力を身につけていけるような教育環境が望まれていると思います。このネットワークに多くの子ども達が参加してくれることを期待しています。

子どもの権利条約に 一条の光を求めて

園部日出男（教員）

中味の濃い子どもの権利条約の講座に参加させて頂き、いま私はとても充実した気持ちでおります。

講座は、全般的に専門の先生方が子どもの身近な問題を参加者にとてもわかりやすく説明して下さいだったので、条約の内容をかなり深



・条約第四〇条2には「関連国際文書を考慮」とある。法を犯した子どもを人間的に扱う「北京ルール」、非行予防のため幼児期より人格を尊重し、社会のパートナーとして認めるべきとする「リヤドガイドライン」などある。

・周囲に気遣い、大人にとって良い子ほど、精神的に不安定で、医学的には問題児。
・アイデンティティを持つ権利（八、二九条）と意見表明権（自己形成権（一二条）を活かし、まず、休息し（精神的バランスを保つ）、ほつておかれ（大人からの価値観の強制を受けない）、そして、遊び・レクリエーション・文化活動に参加（自分で自己形成）が大事。

第五回（七月十七日）

条約の実施をどう監視するか—国連子どもの権利委員会—の活動

（講師 平野裕二）

子どものための特別な手続きの確立を求めている。目的は他者の人権尊重の促進と社会復帰。日本では少年法と児童福祉法がこれに該当するが、適用において発達への配慮を欠き、援助するのだから成人と同じ権利を保障する必要のないとの姿勢。
・最近の少年司法の運用は子どもに対する特別の手続きを破壊し後退させる試みが続いている。（調布事件判決II成人に達した段階での裁判のし直し）。条約の精神から遠い現状。

第四回（七月二〇日）

子どもと親のいい関係を作る—条約と親・家庭—

（講師 喜多明人）

・今の子どもは大人が作った理想にあわせて努力し、幼い頃から自分を押しこめて育つ。

・締約各国の報告をジュネーブで第二期から傍聴し続けてきている平野さんの貴重な講演。締約国の報告では、法改正や制度設立など条約実施に際してとった措置が審査の中で重視されること、審査の過程でNGOも情報提供の機会があること、委員会の所見に強制力はないが、世界に公表されるといふプレッシャーを生かすことが大事、など。日本のNGOも政府報告を補完するようなレポート作成の必要がある。

第六回（七月二十四日）

条約は子どもの現状を変えられるか—世界および日本の子どもと条約—

（講師 荒牧重人）

・条約は法規範であり、理念を提示しただけでなく、権利行使により、いかに保障を勝ち取るかという実践の問題でもある。
・人口爆発、環境破壊など二一世紀の子どもが直面する状況は厳しい。だからこそ国連も子ども最優先の原則を世界に広めようとしている。
・そこで期待されるのがNGO。監視、情報提供、普及などで世界的な繋がりと力。国連がかかえている国家の枠などの限界を突破できる。
・日本の場合、立法、制度、政策、地域・学校・自治体の実践など各レベルでの問題点を見直す必要。政府の消極姿勢、広報普及活動の問題点、少数者の権利問題など。

第七回（七月三十一日）

子どもと共に学ぶ条約—条約学習のすすめ

（講師 好光 紀）

・講座受講者全員が参加して条約を学ぶ参加型学習の実践。三種類のゲームを行った。①にたものあわせ。条約の条文が書いてあるカードを持ち、グループに分かれて、自分たちのカードの共通点を見つけてみる。②アンケート検討。参加者が条約についての各自の関心をメモに書き、それを分類しながら全員で議論を深め、問題点を見つけていく。③「先生」と「生徒」に対する固定観念をみんなで出し合い多いものから並べてみる。先生については、閉鎖的、

く理解することができました。

少年司法の問題については、法的な仕組み等がなかなか理解できませんでしたが、先生の熱意あふれる講義・質疑応答でそのことも大分解決しました。国連子どもの権利委員会への動向についても、国連で直に傍聴してきた真にせまる話から、各国の子どもの様々な実態を知ることができ、私のように地方に住んでいる者にとっては貴重な学習の機会となりました。

最終回のグループ討議では、参加者全員が本音で意見を出し合い、いま日本で子どもたちが置かれている状況を客観的に知ることができました。中でも、当日、中学生がグループ討議に参加し、自分の意見を表明してくれたことは、真に子どもの権利条約の話合いにふさわしいものだったと思います。

この話し合いへの中学生の参加は、子どもの権利条約の趣旨が、やがて日本の子どもたちに根を張っていくかどうかの一条の光を放ってくれたように、私はとてもうれしく思いました。

余裕がない、独善的、ことなかれ、権力的、などの意見。生徒については、いつまでも子ども、苦勞知らず、自由の制限、信頼がない、など。

一方通行の講座でなく気がつくとも参加者全員が積極的発言。「参加」のすばらしさを実感。

安定してきた仕事ぶりですすむ

各国審査

報告

国連・子どもの権利委員会第9会期

子どもの権利委員会第9会期は、二
月の選挙でバンバレン委員（ペルー出
身）と交代したジュディット・カーブ
委員（イスラエル出身）を迎え、五月
二二日から六月九日にかけて開かれ
た。審査された国は、ニカラグア、カ
ナダ、ベルギー、チュニジア、スリラ
ンカの五か国である（ユーゴスラビア
連邦の審査も予定されていたが、延期
された）。以下、各国の審査のポイン
トを簡単に報告する。

■ニカラグア

問われる子ども観

しめくくりの各委員の発言の中で、
「NGOからも『社会は……子どもを
所有物としてとらえている』との情報
が提供されており、子どもが必ずしも
主体と見なされていない」、「子どもは
主体だという見方が完全には受け入れ
られておらず、政策も保護中心で子ど
もの声に力点を置いていない」などの
声が出されたように、政府や社会の子
ども観そのものが粗上にあげられた。
審査の中では子ども労働・未就学・
家庭内虐待・性的虐待・若年妊娠など

多くの問題が指摘されたが、その解決
のために条約を積極的に利用・普及す
ることが重要との発言がたびたび行な
われ、研修や条約のカリキュラムへの
導入の必要性が唱えられたのも、子ど
もの権利を確実に保障していくために
は子どもも含むすべての市民の意識を
変えていかなければならないという問
題意識を反映したものだろう。

このほか、子どもの定義についても、
最低雇用年齢が一二歳と低く押さえら
れていること、婚姻年齢が男女で異な
り女性の方が低く規定されていること
などを始め、多くの点について問題に
されていた。

■カナダ

家族再会について議論沸騰

連邦制をとる関係上、代表団は、連
邦政府の關係省庁の代表に加え、ケベ
ック州からの代表も参加するものとな
った。審査で焦点のひとつになったの
も、連邦と州の調整や、各段階におけ
るモニタリング制度のあり方である。
条約が直ちに法的拘束力を持たないだ
けに、州レベルでの条約の実施をどれ

だけ確保できるかが大きな問題とな
る。政府代表は、各州に人権憲章や人
権保障のメカニズムがあることを説明
して理解を求めたが、委員会の納得を
十分に得ることはできなかった。地方
分権化が進む中で人権条約の実施をど
のように確保していくか、子どもの権
利条約だけでは留まらない問題であ
る。

もうひとつ議論が沸騰したのは、難
民の子どもの処遇をめぐる問題であ
る。とりわけ、親との分離の禁止原則
（第九条）や家族再会の重視（第一〇
条）がどのように確保されているかが
焦点になった。政府代表は「家族再会
は国際法上確立された権利ではない」
としつつも各種の便宜を図っているこ
とを強調したが、委員会からは、条約
の精神をより配慮した対応を行なうよ
う指摘されている。

カナダに関しては、このほか、体罰
や虐待、貧困、アポリジニの子どもの
状況などについて議論になった。

■ベルギー

ダイナミックな実施措置

カナダと同様に連邦制をとってお
り、フレイマン語圏とフランス語圏から
の代表も参加して審査が行なわれた。
国内法上条約は自動執行的効力があ
り、裁判所での援用も可能で実際に多
くの判例が存在する。また、海外で子
どもの性的搾取を行なった場合に国内
での訴追を可能とする旨の刑法改正を

始めとしていくつかの法改正が行なわ
れており、こうした点は委員会からも
高く評価された。
しかし、連邦制にともなう条約の実
施水準の確保については、カナダと同
様に長い議論が行なわれている。また、
実施水準を検証するための統計収集シ
ステムが不十分であるとの指摘も行な
われた。

難民の子どもの権利、とくに家族再
会に関する権利の確保についてもカナ
ダと同様に問題にされ、直接の家族だ
けではなく、場合によっては親戚との
再会も柔軟に保障されなければならな
いと委員会の立場が打ち出された。
外国人に対する差別が強くなりつつあ
ることについても問題にされている。

また、少年司法についても、一六
一八歳の子どもが場合によって成人と
同じ扱いを受けることがあり、そのた
め死刑や終身刑の可能性が理論的には
残されていることなどが条約に矛盾す
るのではないかと指摘された。

■チュニジア

もつとも、ベルギーにおいては、さ
まざまな問題について立法・行政・司
法が相担にダイナミックに行動し、子
どもの権利の保障が図られているので
はないかというのが報告を読め、審査
を傍聴した私の全体的印象である。い
ささか硬直した感のいなめない日本に
も、ぜひ見習ってほしいものだ。

総じて肯定的な評価

イスラム教国の中では最も近代化が進んだ国のひとつであるらしく、スポーツ青年省の青年幼児省への再編、子ども保護法の閣議承認を始め、多くの点で注目すべき取組みを行なっている。構造調整政策のさなかでも予算の二五%が社会部門に配分されており、就学率も男子九九・一%、女子九六%と高い。地域的にも積極的な役割を果たそうとしており、OAU(アフリカ統一機構)に子どもの権利の監視・フォローアップ機関を設置してはどうかと提唱しているという。

そのため、第二条・第七条・第四条などに付した留保・解釈宣言について再検討を促されたり、調整・フォローアップに関してさらなる取組みを促されたり、子ども労働や難民の子どもに関して若干の問題を指摘されたりはしたが、委員会の評価は総じて肯定的であった。刑事責任年齢や鑑別所に類似した機関の存在等、少年司法制度が日本のそれとかなり似ているらしいのが印象に残っている。もともと、これほど何もかもバラ色に描かれるとかえって疑念がわかないでもない。

■スリランカ

問題山積の貧困国

スリランカでは、条約を参考にして「子ども憲章」も作成されたが、条約にも憲章にも法的拘束力はなく、憲章にもっと高い地位を与えることや国内法の改正の必要性がまずは強く指摘さ

れた。実施体制についても、かつて計画実施省内に置かれていた子ども局が廃止され、性急な省庁統廃合の結果作られた「保健・高速道路・社会サービス省」が子どもの問題を管轄することになったこともあって、充分なものにはなっていない。このように、条約実施の前提となるべき部分がまだに脆弱であることが委員会から懸念された。

そして、民族紛争と貧困が子どもたちに深刻な影を投げかけている。性的虐待を含む家庭内の虐待、国内外で難民化する子どもたち、兵士として利用される子どもの存在、教育・保健等の社会サービスの地域格差、母親が中東諸国に出稼ぎに行くための母子分離など、問題は尽きない。委員会からは多くの懸念が示されたが、政府代表は解決のための有効なビジョンをなかなか示しえなかった。委員会は、最後に、国連人権センターの助言サービス・専門的援助を活用するよう強調している。

四年間ほぼ変わらない構成で機能してきた委員会だが、一サイクルを終え、委員の一人が交代したことも受けて、心機一転しなければならぬ時期に入ってきている。今会期から議長もベレンベゴ委員(ブルキナファソ出身)に変わり、その巧みな議論のさばき方によって、以前よりも効率的な議論が行なえるようになった。新たに登場し

たカープ委員はイスラエル司法省の法律家で、まだ慣れないそぶりを見せているが、一度も顔を見せなかった委員が二人もいるなどの問題も残るが、委員会の仕事ぶりも安定してきており、今後

および情報活動」と定義され、(a)人権および基本的自由の尊重の強化、(b)人格および尊厳の意識の全面的発達、(c)すべての民族、先住民および人種的、国民的、民族的、宗教的ならびに言語的集団間における理解、寛容、性の平等および友好の精神の促進、(d)すべての人が自由な社会に効果的に参加することを可能ならしめること、(e)平和維持のための国連の活動の推進、の五つの指向性に基づいてなわれなければならないとされている。

そのための活動には、政府や国連国際機関はもちろん、NGO・草の根団体・職能団体に加えて関心ある個人も参加することが期待されており、マスコミの役割も重視されている。国際的な調整は国連人権高等弁務官が国連人権センターと協力しながら行なうが、各国レベルでも、そのための統一窓口を設置しなければならない。

国連子どもの権利委員会も、第九会期以降、各国への総括所見に「10年」についての言及を盛りこむようになってきている。日本では情報不足もあってまだまだ盛り上がりには掛かっており、政府も積極的に推進しようという姿勢をまだ見せていないが、「10年」への取組みは日本でこそ真に必要なとされているのではないか。(平野裕二)

国連人権教育の10年

国連は、昨年秋の総会で、1995年1月1日からの10年を「国連人権教育の10年」と位置づけることを決議した。決議は、(a)人間がその可能性を最大限に発揮するためにはあらゆる人権が守られなければならないこと、(b)人権教育は女性差別の撤廃と男女平等にむけての重要な手段であること、(c)調和・寛容・相互理解・平和のためには人権教育が欠かせないことなどをうたいあげたうえで、「人権教育は単なる情報提供であってはならず、あらゆる人々が他者を尊重することを学び、その尊重をあらゆる社会で確保するための手段と方法を学ぶための、生涯にわたる包括的なプロセスである」と述べている。

人権教育の重要性はすでに国連のさまざまな場で語られてきた。ユネスコやユニセフはこの点で先駆的な役割を果たしてきたし、1993年6月にウィーンで開かれた世界人権会議でもその重要性は強調されている。もちろん、子どもの権利委員会を始めとするさまざまな人権条約機構やその他の国連機関も、人権教育がなければ条約が真に有効なものとはなりえないことを自覚してきた。

決議には、国連事務総長によって用意された「行動計画」が添付されている。そこでは人権教育は「知識ならびに技術の伝達および態度の形成を通じ、普遍的文化としての人権を築き上げることを目的とした、研修、普及

に期待がもてる。なお、次回第一〇会期は一九九五年一〇月三〇日〜十一月一七日にかけて開かれ、少年司法についての一般的な討議も行なわれる予定だ。(平野裕二)



世界の子ども

水永啓子 (学生)

たちと条約

七月一五(土)日、一三時から第一回プレフォーラムが立正大学の会議室で行なわれた。テーマは「世界の子どもと条約」である。はじめに日本ユニセフ協会の好光紀さんが、ユニセフの「国々の前進一九九五」について説明をされた。一九九五年四月末現在、一七四カ国が署名を

して批准の意志があることを示している。署名も批准もしていないのは一カ国のみとなった。また、批准した政府は二年以内に子どもの権利委員会へ報告書を提出する義務を負うが、大多数の国が遅れている。どの国がどの程度遅れたか、あるいは遅れているかをまとめてあるのが非常に興味深い。ちなみに日本は一九九六年に報告すべきことになって

子どもの権利条約プレフォーラム'95

次に国際協力NGOの取組みについて、CWA(基督教児童福祉会) 国際精神里親運動部の小林毅さんと、幼い難民を考える会(CYR)の高田美江子さんよりお話を伺った。特に子どもの権利条約が活動にもたらした影響として、小林さんは以下の三点を挙げている。

一、支援をする「対象」だけであつた子どもを、子

ども自身が自主的に参加・活動できるようにするなど、子どもに対する理解が変わつた。二、条約や国内行動計画によって、自分達の活動が政府・他組織との間で客観的、関連的にみるこことができるようになり、支援の方向性が明確化された。三、子ども達の悲惨さではなく権利が守られていない実状を伝えるという広報へ見直された。

最後にジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレンについて、国際子ども権利センターの栗野真造さんが得意の参加型形式で説明された。

参加者は二〇名程であつたが、世界の子どもの状況についてわかりやすく聞くことができたので、もっと多くの方が参加できれば良かったと思う。「国々の前進」では、この三年間子どもの権利に関するページが年ごとに増えている。ユニセフがいかに重要視しているかということであり、今後の更なる前進を期待したい。

子どもの権利条約フォーラム'95

- ・11月18日(土) 19日(日)
- ・国立オリンピック記念青少年総合センター
- ・主なテーマ「条約によって子どもの権利は進展したか」
- ・ワークショップ、パネルディスカッション、子どもアクション広場、交流会、分科会、情報市など
- ・各地域や職場で条約の実施・普及状況の「検証」をして、フォーラム'95に集いましょう。

事務局から

パソコン通信の準備を始めています。スタッフ募集中です。関心のある人、すでに通信をしている人、事務局までご連絡ください。

「子どもの権利条約」No.21

1995年8月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月・金曜日/午後1時~午後6時)

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷



待望の書

新世紀の子どもと学校

子どもと学校

2200円

喜多明人 著

現在の子どもの実態を明らかにしながら、子どもの権利条約の理念を実際に活かすにはどうしたらいいか、指針を示す。

子どもの権利条約

学習の手引

2000円

憲法と子どもの権利条約

●広沢 明著

2800円

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11 5F
〒102 電話 03-3234-4619

「子どもの権利条約は、子どものための世界の約束!」
●まんがで学習シリーズ最新刊
よくわかる
子どもの権利条約「事典」

喜多明人・文/内田玉男・画

「子どもの権利条約」は、子どもの権利を守るためにつくられた、世界中の国と国との約束です。この本は、身近な子どもたちの生活の中から、子どもの権利にかかわるテーマを、まんがと文章でわかりやすくまとめたものです。
●定価1,200円(税込)

あかね書房

〒101 東京都千代田区西神田3-2-1
☎03-3263-0641 FAX03-3263-5440